

## 一般社団法人日本ペインクリニック学会表彰に関する細則

### (目的)

**第1条** この細則は、(社)日本ペインクリニック学会の定款第1章第4条5号の規定に基づき、研究の奨励及び研究業績の表彰を行うために必要な事項を定める。

### (種類)

**第2条** (社)日本ペインクリニック学会が設置する賞は、次の各号に掲げる賞とする。

- (1) (社)日本ペインクリニック学会 優秀論文賞
- (2) (社)日本ペインクリニック学会 若杉賞
- (3) (社)日本ペインクリニック学会で規定する賞

### (選考)

**第3条** 第2条の候補者は、次の規定により選考される。

- 1 第2条(1)で規定する賞は、前年学会誌に掲載された論文の中から、原著基礎部門、原著臨床部門、症例部門の選考を学会誌編集委員会が別に定める選考要項により選考を行う。
- 2 第2条(2)で規定する賞は、応募者の中から若杉賞選考委員会が選挙により、選考を行う。
- 3 第2条(3)で規定する賞は、各大会長がその都度要項を定め、大会長に一任する。

### (資格)

**第4条** 第2条の候補者の応募資格は、次の規定とする。

- 1 学会員である。
- 2 年齢制限はない。
- 3 第2条(2)で規定する賞は、長年にわたりペインクリニックの臨床に従事し、日本のペインクリニックの発展に寄与したものとする。

### (推薦)

**第5条** 第2条(2)で規定する賞は、評議員、理事、名誉・功労会員が推薦を行なうことができる。

- 2 前項の推薦は、自薦他薦を問わず、所定の書式に必要事項を記入のうえ、学会事務局に別に定める期間内に提出をする。

### (表彰)

**第6条** 代表理事は、会員総会にて受賞者の氏名及び業績を公表する。

- 2 代表理事は、受賞者に正賞および副賞を授与する。

### (受賞講演)

**第7条** 第2条(1)、(3)で規定する受賞者は、受賞が決定した年度の年次学術大会で、受賞講演を要する場合がある。

## 附 則

- 1 本細則の改廃は、社員総会の議を経て、会員総会の承認を得なければならない。
- 2 本細則は、2015年7月26日より施行する。

2015年7月26日制定